

別紙

今後検討すべき重要な項目に対するこれまでの各省の回答

2004.11.11

構造改革推進会議

1 教育関係

提案事項	各省からの回答（最新のもの）
公設民営の小中学校設立	<p>C</p> <p>いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるという点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を実現するため、法制上の課題を含め検討中です。なお、検討の状況につきましては、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論をお示しできるよう、鋭意検討を行っているところです。（港区第5次提案に対する回答）</p>
地方独立行政法人による小中学校の運営	<p>C</p> <p>「他の公立学校の管理運営委託についての提案に関する検討状況」についてのご指摘ですが、いわゆる「公設民営」型学校の提案者の、地方公共団体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を実現する観点と、公立学校が、地方公共団体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるものである点との両者を踏まえ、法制上の課題を含めて検討を行っています。地方独立行政法人への管理運営委託についても、公立学校の管理運営委託を行うためにどのような制度的措置が必要となるのかを見定めた上で、その制度的措置と地方独立行政法人制度とが、どのように適合するのか、さらに法制上の配慮が必要となるのかなどの検討が必要であると考えています。</p> <p>なお、公立学校の管理運営委託の検討の状況については、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論をお示しできるよう、鋭意検討を行っているところです。（杉並区第5次提案に対する回答）</p>
NPO法人による学校運営の範囲拡大	<p>C</p> <p>学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることといたします。なお、特区におけるNPO法人立学校の実現のためには、貴NPO法人が活動基盤を充実させ、活動実績を積み重ねるとともに関係地方公共団体との連携関係の構築に取り組まれることが、今後とも大切であると考えております。引き続きよろしくお願いたします。（NPOの第5次提案に対する回答）</p> <p>NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものがあり得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。</p> <p>一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、現に必ずしも十分な対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。</p> <p>なお、NPO法人が学校の設置主体となることについては、様々な提案がある中で、対象範囲を限定することで法律上許容</p>

		されたものであり、その特例措置の拡大の適否は、当該特区における実施状況についての評価が不可欠である。（NPOの第4次提案に対する回答）	
株式会社等への私学助成の容認	C	憲法89条で定められたルールにしたがって国からの助成を行うため、学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、さまざまな規制がかけられています。今回の特例措置は、株式会社やNPO法人から、これら3法により学校法人が受けている規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、仮に助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を株式会社やNPO法人に対して及ぼすとすれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうこととなります。また、株式会社もNPO法人も、さまざまな規制がかけられた学校法人を創って学校教育を行う場合には、他の学校法人と同様に、国からの助成が受けられることになっています。現にNPO法人の中には学校法人を創って学校教育を行おうとする動きがあります。このような中で、株式会社・NPO法人立の学校だけが、学校法人が受けるのと同様の規制を受けなくても、国からの助成を受けられるということになれば、むしろ、他の学校法人や、学校法人を創って学校教育を行おうとするNPO法人等とのイコールフットリングが図られないことになってしまいます。このため、「学校」運営を行いたい、国からの助成を受けなければ、児童が安心できる運営を確保できないということが事情としてあるのであれば、学校法人化を容易にするために別途設けられた特例制度も適宜活用して、学校法人を設立することにより学校を設置し、国からの助成の対象となることが適当であると考えられます。これが、憲法89条で定められたルールにも特例制度の趣旨にも、イコールフットリングという観点にも合致するというをご理解いただきたいと思います。（朝日学園（御津町）第5次提案に対する回答）	
一貫校による6・3制撤廃	C	小中一貫校 ご提案のような学校制度の基本にかかわる制度改正は、規制改革の問題ではなく、教育論から国民的な議論の高まりと学校教育制度全体の在り方に照らした十分な検討が必要となることから、構造改革特区における特例的な取り扱いにはなじまない事項です。なお、提案の趣旨である学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。 幼小一貫校 C 構造改革特区研究開発学校制度（802）の認定を受けることで、小学校において一部の学習内容を指導しないということも可能です。ただし、その際には、転入生や当該幼稚園を経ずに入学する児童に対しては、該当する学習内容を指導する機会を保障することなど、適切な配慮をする必要があります。なお、具体的な幼稚園と小学校の連携の在り方については、現在、中央教育審議会で検討しているところです。（沼津市第5次提案に対する回答）	
教員の任命権の市町村への移譲	C	市町村立学校の教職員の給与費については、相当多額なものとなるため、たとえ地方交付税を移管したとしても、財政力の格差が大きい市町村に負担させることになれば、市町村間における給与水準格差、ひいては教育水準の格差を生じることが懸念されることや、広域範囲における優秀な人材の安定的な確保及び広域的人事交流による教員の適正配置を通じた都道府県内各市町村における教育の機会均等と教育水準の維持向上に支障を生じる恐れがあることから、教員の任用に関する権限と責任の全てを市町村に移譲することは問題がある。 なお、「地域と密接な関係の中で特色ある学校づくりが望まれており、市立小中学校の教職員の市への帰属意識を高めたい」ということであるが、現在でも市町村立学校の教職員は市町村の職員として位置づけられているものあり、現行の県費負担教職員制度の下でも、各地域・学校の取り組みによって、地域と連携した学校づくりを行っているところである。（出雲市第4次提案に対する回答）	
教育委員会に属している学校の管理運営	D -	地方公共団体の職員の任命権について、これを他の第三者機関に委譲することは現行公務員制度上不可能です。なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされてお	

権限を住民参加組織に付与	1 C C	<p>り、これを適切に運用することにより、地域住民の意向を実質的に反映させることが可能です。</p> <p>C 教育行政については、ご指摘のように、教育委員を首長が議会の同意を得て任命し、その後の具体の事務の管理執行は、任命された教育委員会が、自らの判断と責任において行う仕組みとなっています。</p> <p>ここで、教育委員会が行う具体の事務について、さらに個別に首長が直接行うこととなると、教育委員会の職務執行の独立性が保たれないこととなると考えております。</p> <p>C C 特色ある学校づくりの重要性については十分認識しておりますが、教科書の採択については、十分な調査研究、採択の公正確保、教員の共同研修などの要請から、共同採択を行うことが必要と考えています。また、保護者等の意見の反映という観点からは、現行制度において採択への保護者等の参画をさらに進めることも大事であろうと考えます。ご理解いただきますようお願いいたします。(多治見市第5次提案に対する回答)</p>	
教育委員会権限の校長への移譲	D - 1	<p>義務標準法第7条で算定される教員定数は、同法第17条第2項の規定により非常勤講師に換算することができることとなっており、市町村教育委員会の意見を踏まえて、定数を管理する都道府県の判断により非常勤講師を配置することは可能である。</p> <p>また、非常勤講師の任用に際しても、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の円滑な連携の下で、市町村教育委員会や校長の意見を十分に反映させることも可能となっている。</p> <p>なお、現行制度でも、事務処理条例(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条)により、市町村が教職員の任命に関する事務を処理することは可能。(川口市第4次提案に対する回答)</p> <p>提案内容:第7次教職員定数改善計画による少人数加配教員の配置に当たり、校長が非常勤講師の数に換算を希望する場合に限り、学校が非常勤講師の募集と選考を行い、市教育委員会の段階で採用を決定できるようにする。</p>	
教育委員会の必置規制の廃止	C	<p>教育は個人の人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、ひとたび人格形成の過程において特定の党派的な影響を受けた後の回復は困難なものであります。また、ひいては、次世代における我が国全体の公正な民主政治の維持に関わる問題でもあります。このような教育の中立性は、民主主義を定めた憲法の趣旨を実現する観点から、教育基本法においても定められております。</p> <p>この重要性にかんがみ、教育においては、ご指摘のような他の行政分野の取扱いにとどまらず、さらに行政制度においても制度的に教育の中立性を保障するとの立場にたっているものです。</p> <p>なお、第1次回答のとおり、教育委員会の在り方については、中央教育審議会で検討を行っており、ここで志木市長からもご意見発表をいただき、ご意見も踏まえて検討を進めているところです。ご指摘のスケジュールについては、今年度中を目途に中央教育審議会から結論をいただく予定としております。また、同審議会の検討状況については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/index.htm において適宜配付資料を提供しておりますので、ご参考にして下さい。(お急ぎであれば、文部科学省にご連絡いただければ、配付資料のご提供が可能です。)(志木市第5次提案に対する回答)</p>	
各校ごとの教科書選択の容認	C	<p>公立小・中学校の教科書採択については、</p> <p>多数の教科書(小学校約300点、中学校約150点)の内容について専門的な観点から十分な調査研究を行う必要があること、</p> <p>複数の者で調査することにより公正な採択を確保する必要があること</p> <p>教科書を使用して行われる教員の研修や共同での教材研究の円滑な実施を図ること、などの理由から、学校ごとではなく、市又は郡を単位とする採択地区で共同して同一の教科書えを教育委員会が採択する制度をとっています。ご提案のよ</p>	

		<p>うな学校運営委員会を置く学校においても、教科書について、十分な調査研究、採択の公正確保など共同採択を行う必要性については同じであるので、一般の学校と同様の取り扱いとすることが適当と考えます。</p> <p>ただし、ご提案では、構造改革特別区域研究開発学校制度を活用することを検討されているとのことであり、このように研究開発学校において学習指導要領によらない特別な教育課程を実施する場合には、現行制度においても検定教科書ではなく学校独自の教材を主たる教材として使用できますので、教材選択に学校運営委員会の意向を反映させることが可能です。また、検定教科書を使用する場合でも、副教材については学校の判断で使用することも可能となっていますので、学校運営委員会の意向を踏まえ、多種多様な教材を使用することによりご提案の趣旨を実現することが可能と考えます。</p> <p>なお、多治見市の教科書採択地区は現在5市2郡で構成されており、多治見市が単独で使用する教科書を決定できないということは承知しています。現行制度においても、採択地区設定権限を有する県教育委員会の判断で、多治見市単独で採択地区を構成することも可能となっていますので、多治見市の教育行政に関する基本方針を採択によりの確に反映させるためには、市単独の採択地区とすることもひとつの方法と考えられます。（多治見市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>少人数加配教員の非常勤換算</p>	<p>D - 1</p>	<p>特区における市町村費負担教職員任用事業が認定された場合に、市町村は都道府県が配置する県費負担教職員定数を上回る部分について、市町村費で教職員を任用することができることとなっているが、当該市町村費負担教職員を少人数学級編制に使用する場合、あらかじめ都道府県と協議し、同意が必要となる。</p> <p>なお、これまでに特区認定され、市町村費負担教職員を任用している自治体の中にも少人数学級編制を行っているところがあり、これらの市町村においては、都道府県と調整・連携を図り、学級編制について都道府県から同意を得て行っているため、志木市においても埼玉県と十分に連携して、独自に少人数学級の取り組みを行うことは可能である。</p> <p>市町村が行う学級編制について、都道府県が基準を定め、都道府県との協議・同意が必要とされているのは、学級編制をどのように行うかということが、都道府県が任命権を有し、給与を負担することになる県費負担教職員の配置を決定するための基礎となること及び都道府県内の教育水準の維持の見地からである。</p> <p>したがって、特区事業によって市町村費負担教職員を任用している場合であっても、学級編制とそれに伴う教職員の配置については県費負担教職員が含まれるものであるため、都道府県との協議・同意は必要であるが、前回回答したとおり、これまでに特区認定され、市町村費負担教職員を任用し、少人数学級編制を行っている市町村においては、都道府県と調整・連携を図り、学級編制について都道府県から同意を得て行っているため、志木市においても埼玉県と十分に連携して、独自に少人数学級の取り組みを行うことは可能と考える。</p> <p>なお、市町村費負担教職員任用事業を行う市町村に係る学級編制の協議については、その事業の目的等を十分に勘案し、協議が行われるよう、今後、会議等の場で周知してまいりたい。（志木市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>採光基準・天井高基準</p>	<p>C</p>	<p>オフィスビルにおいて、小規模なクラスでの授業を行う等の場合、大学の教室については、住宅の居室、高校等の教室ほどの衛生上の配慮を必要としないことから、採光の基準を緩和しているところであり（窓等の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合（以下、割合という。）について、大学の教室は1/10）、さらに窓等の開口部が道に面している場合等には、平成12年の法改正時に導入した採光補正係数が3となり、当該割合は1/30まで緩和されることとなり、実態としては当該基準がその支障となることは考えにくい。建築基準法第28条における規定については、各用途に供する居室における一般的な利用状況等を想定しているものであり、大学等の教室については、カルチャーセンター等とは異なり、長期間反復・継続的に利用される居室である一方、小学校等の教室ほど衛生上の配慮を必要としないことから、事務所等と区別して一定の自然採光を求めた上で、必要な採光に有効な部分の面積を小学校等の教室の半分としているところである。また、火</p>	

	<p> 災時に建築物内の人々が火災の拡大に先んじて安全に避難できるよう、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏等に達しせしめることを義務付けている建築基準法施行令第 114 条の規定の学校への適用については、一般の事務棟で学校類似の教育を行っている施設に関する取扱いの検討とあわせて慎重な検討を要すると考えていることから、早急な対応は困難である。 （民間からの第 5 次提案に対する国交省の回答） </p> <p> B - 2 当省としても、室内空気環境の観点からは、天井高は換気設備等により代替可能であると認識している。しかし、成長過程の児童生徒に与える視覚的心理的影響については、文部科学省の実施した調査研究においても、その影響が懸念される結果が出ており、実証的に検証する必要があると考えている。児童生徒の心身の健康と学校の建築コストはトレードオフの関係ではないということを念頭におきつつ、文部科学省の調査研究及び海外の事例等も考慮に入れ、児童生徒の心身の健康のために必要な環境について今後検討していきたいと考えており、8 月 24 日に、研究会を立ち上げたところであり、今年度中に実測調査等を行い、平成 17 年度前半に結果を分析し、平成 17 年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じることとしている。なお、低い天井高さが児童生徒の心身の健康に与える影響が検証されていない現状では、特区としての緩和も困難である。（草加市第 5 次提案に対する国交省の回答） </p>	
--	---	--

2 農業

提案事項		各省からの回答（最新のもの）	
農地転用の国の関与を排除（農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止）	C	<p>農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点を踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農業・農村政策審議会企画部会において議論されているところである。（岩倉市、北海道、広島県からの地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
農振農用地区域変更の際の県の同意を廃止	C	<p>事業の実施にあたっては、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。</p> <p>また、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前相談等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう国として助言するなど、迅速化に努めているところである。</p> <p>なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は1カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。（湖西市地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
市民農園の生産物の販売	D - 3	<p>特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸付ける場合において、農地法の特例を認めるものである。これらを踏まえ、</p> <p>(1) 貸付期間については、5年を超えないこととされており、これは市民農園における農地利用の趣旨を踏まえたものであるが、期間満了時に更新を行うことは可能である。なお、ご提案のような30年という長期間とすることは、耕作の継続が既得権化すること等から困難である。</p> <p>(2) 簡易宿泊用施設の建築については、市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合、市民農園施設を整備運営計画に位置付けることにより、これを開設者が設置することが可能である。</p> <p>(3) 販売行為については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成15年7月4日閣議決定）を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解釈に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。（小田原市第4次提案に対する回答）</p>	
市民農園の単位面積拡大	C	<p>特定農地貸付けは、レクリエーション目的にも農地を利用したいとの都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合（小面積の農地を短期間かつ定型な条件で、非営利目的の農作物の栽培のために貸し付ける場合）に限って、極めて例外的に農地法第3条の適用を除外する制度である。よって、現行の「10アール未満」を超えて面積要件の引き上げを行うことは、本来の産業としての農地利用に係る権利移動の下限面積が10アール以上であることを踏まえると、農業目的での農地利用に影響を及ぼさない範囲での限定的な農地利用という市民農園制度の範疇を超えるものであり、対応は困難である。</p> <p>しかしながら、賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供されるいわゆる農園利用方式の場合は面積要件は設けられて</p>	

		いないので、この方式により取り組まれたい。(紫波町第5次提案に対する回答)	
農業地域での開発 (農振法)	D - 1	<p>農畜産物加工施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。また、住宅の建設については、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき住宅を建設する者が優良田園住宅建設計画を市町村に申請し、市町村が都道府県知事と協議の上、これを認定した場合には、優良な農地であっても転用が可能。(笠岡市第2次提案に対する回答)</p>	
企業などが既存の農業者と同じ優遇措置を受けられるように	D - 1	<p>新規に農業に参入する法人であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより現行制度での貸付は可能であるため、新規参入の障壁は無いと考えている。</p> <p>農業経営改善計画の認定を市町村に申請できる者は、当該市町村の区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者」であり、法人も含まれ、また、構造改革特別区域内において農業に参入する一般法人(特定法人)も除外した規定とはなっていない(農業経営基盤強化促進法第12条第1項)。</p> <p>したがって、特定法人は、農業経営改善計画を作成して市町村に対して提出することが可能であり、さらに、当該計画が市町村の一定の基準(農業経営基盤強化促進法施行規則第14条)に合致するものと認定された場合には、当該特定法人は認定農業者となることのできるものである。</p> <p>(ただし、1002の特例事業を行おうとする法人については、自らは「農業経営を営み、又は営もうとする者」には該当しないため、農業経営改善計画の認定を受けることが出来ないことは、前回回答済み。)(長野県第3次提案に対する回答)</p> <p>経営構造対策事業等は、農家の共同利用施設の整備等を通じて地域農業の担い手となる経営体の育成を推進しているところであり、この観点から、本事業の事業実施主体は、市町村、農協、第3セクター、農業者等の組織する団体、PFI事業者等の公共的団体としているところである。</p> <p>特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家3戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能である。</p> <p>ただし、上記以外の一般法人は、市町村等の公共的団体とは性格が異なっており、事業実施主体として補助対象とすることは、適当でない。また、このような提案は、「単なる税財政措置の優遇を求めるもの」であり、構造改革特区制度の趣旨に沿わないものとする。(長野県第4次提案に対する回答)</p>	
市民農園。組合員以外の土地を農協が斡旋できるように	C	<p>農業協同組合が組合員以外の者が所有する農地により市民農園を開設</p> <p>特定農地貸付けの実施主体は、農地を特定農地貸付けの目的に供することを廃止した場合であっても、他の適切な農業上の用途に供することが可能な者として公的機関である地方公共団体に加入、一般的に農地を所有する者を組合員とし、組合員のための事業を行う組織である点に着目して、農業協同組合が定められているところである。</p> <p>このため、要請のような組合員以外の者が所有する農地については、地方公共団体が実施主体となることで対応できるものと考えている。</p> <p>また、どうしても農業協同組合による実施を希望するのであれば、農業協同組合に加入することにより、対応が可能である。</p> <p>このように要請内容は現行制度で対応可能である中で、農業協同組合に組合員以外の者のための事業を行わせることは、経済財政諮問会議等において求められている「組合員のための組織」といった本来の姿となるべく農協改革を進めている方向に逆行することとなり、適切ではない。</p> <p>農業協同組合連合会による市民農園の開設</p> <p>特定農地貸付けの実施主体は、上記の理由から地方公共団体又は農業協同組合とされているところである。農業協同組合連</p>	

		<p>合会を実施主体とすることについては、 県域又は全国域を地区として、農業協同組合の事業を補完して事業を行う連合会が地域の農地の有効利用に通じているわけではないこと 県域の連合会は、現在多くの県において信用事業を行う連合会又は医療事業を行なう連合会となっており、当該事業に専念することが求められているこれらの連合会に他事業を行わせることは適切ではないこと 経済事業を行う全国農業協同組合連合会については、経済事業を中心とした農協改革の推進に逆行することから不適切である。（茨城県第5次提案に対する回答）</p>	
株式会社による農地取得	C	<p>特区法第16条においては、一般企業の農業参入に対する投機目的での農地取得や経営中止による農地の遊休化等の懸念に対応できるよう地方公共団体等による貸付方式としたところであり、一般企業に農地の所有権取得をも認めることは、対応困難。農地法による耕作権保護の下、貸付方式であっても安定的な農業経営が可能。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要がある。（石川県第2次提案に対する回答）</p>	
第3セクターを農業生産法人として認定する	C	<p>農地を取得して農業経営を行うことができる農業生産法人の要件は、実際に農地が適正かつ効率的に耕作されることを担保する最低限の要件である。これを満たさない提案に係る第三セクターについては、農業と無関係な事業の比重が高い場合には、事業全般の動向に影響される度合いが高いと言わざるを得ず、その農業経営自体が適切に行われる保証もなく、ひいては、地域農業や地域における土地に及ぼす影響も排除できない。 以上のことから、地方公共団体以外の出資比率が小さく、公共的な観点からの判断がなされると言っても、それが必ずしも農地の適正な利用に適ったものであるという担保はないことから、第三セクターであっても農業生産法人の要件を満たす必要があると考える。 なお、本年4月から、構造改革特別区域法に基づき農地リース方式による農業生産法人以外の法人の農業経営への参入を可能とする農地法の特例措置を実施しているところであり、本制度を活用されたい。（大郷町第3次提案に対する回答）</p>	
農業生産法人以外の法人による農地取得	C	<p>農地法は、自ら耕作をしないことを前提とした農地の権利取得等、望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。提案にあるように、自らは耕作をせずにNPO法人等に貸し付けることを目的に企業が農地を取得することは、許可制の考え方の根幹に反することになるので認めることはできない。（第5次我孫子市提案に対する回答）</p>	
市町村を介在させずに地主が直接、企業等に農地貸付を行う	C	<p>構造改革特区制度で、市町村等と特定法人が協定を締結した場合に限って特定法人に農地を貸し付けることとしているのは、耕作放棄等の事態が生じた場合には市町村等において賃貸借を解除する等適切な是正措置を講ずる必要があるからである。したがって、市町村等を介さずに地主が特定法人に直接農地を貸し付けることは認められない。なお、この仕組みは、地域の活性化策として特区計画を策定した市町村等が地主と特定法人との間に入ることにより、地主と特定法人は賃料等の折衝から契約の締結まで市町村等を相手にすることになり、地主・特定法人双方にとって、より安心して賃貸借に踏み切ることができる等のメリットがある。（塩竈市第5次提案に対する回答）</p>	
農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借の容認	D-2	<p>特定農地貸付法は、レクリエーション目的にも農地を利用したいとする都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合（地方公共団体又は農業協同組合が小面積の農地を短期間かつ定型的な条件で貸し付ける場合）に限って、極めて例外的に農地法第3条の規定を除外する制度である。 ご提案の、「特定の者だけに直接に農地を貸すこと」については、法第2条第2項第1号の「相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること」に合致せず認められない。これは、特定農地貸付法が、上記の理由から、広く一般に農地を利用してもらおうという趣旨のものであることによるものである。</p>	及び

	D-1	<p>なお、「30年以下」とする貸付期間については、法第2条第2項第3号及び施行令第2条において「5年以内」と定められているものの、更新に係る制限は設けられていないため、更新を行うことは可能である。</p> <p>しかし、特定農地貸付制度が、農地法本体の規制のあり方と表裏一体の関係にあることから、特定農地貸付けの期間を長期化し、農家以外の者に本格的な農業に極めて近い形の農地利用を認めることは、効率的かつ安定的な農業経営に農地利用を集積していくという構造改革の目指す方向に逆行することにもなり、適当ではないと考えられる。</p> <p>また、構造改革特別区域法による特例についても、開設主体の拡大は認めるものの、特定農地貸付法の規定はそのまま適用されるものである。（小田原市第4次提案に対する回答）</p>	
農地取得下限面積の引き下げ	C	<p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。提案にあるように、村外から移り住もうとする者等を受け入れることは、地域活性化を促進する上で重要ではあるが、それらの者に10a未満の農地の取得を認めることは、将来にわたって零細で非効率な農地利用の固定化を招き、ひいては耕作者の地位の安定を妨げることになり、許可制の考え方の根幹に反することであるので認めることはできない。（高知県などの第5次提案に対する回答）</p>	
農地取得下限面積の決定権の市町村への移譲	C	<p>別段面積の設定に係る都道府県知事の権限を市町村に委譲することは、同一都道府県内での公平性を確保する必要があるため、全国画一的にはできない。一方、地方自治法第252条の17の2に基づき都道府県知事が特例条例を定めた場合には、市町村へ権限を委譲することができることとされている。（北九州市地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止	C	<p>農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するとの観点と踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行っているところである。具体的には、食料・農業・農村政策審議会企画部会において議論されているところである。（地域再生第2次広島県提案に対する回答）</p> <p>本提案は先端技術産業・研究開発施設の集積を図るものであり、多極分散型国土形成促進法等の地域整備法に基づく基本構想等に位置づけられた場合には、4haを超える農地転用許可についても都道府県知事の許可権限であり、さらに、地方自治法第252条の17の2の特例条例により市町村への許可権限の委譲は可能となる。また、上記基本構想等に位置づけなくとも、周辺の土地の農業上の利用に支障がない等の要件を満たす場合には、農用地区域から除外が可能であり、農地転用許可は可能である。なお、農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、都道府県知事との同意を要する協議は優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きであり、また、総合規制改革会議の第3次答申においても農地利用規制の厳格化を求められているところであり、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。（沼津市第2次地域再生提案に対する回答）</p>	
農転せずに農地の多目的活用	D-1	<p>廃棄物処理施設、健康プラザ、農園付住宅等の建築については、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。</p> <p>なお、農園付住宅等を農用地区域に設置できる農業用施設として追加することについては、農用地区域の性格を曖昧にして、土地利用区分の混乱をもたらす、また、農用地区域からの除外という方法があるにもかかわらず、あえて農用地区域に留めておく以上、農用地区域内であることに直接又は間接に起因するメリット措置（転用時の土地改良事業の補助金返還不要措置や税制上の措置（固定資産税、相続税評価等））を排除し得ないため、実質的には「規制の特例措置」に名を借りた新たな「従来型の</p>	

		財政措置」となるため、困難。（笠岡市第2次提案に対する回答）	
農用地区域内に設置できる農業用施設の拡大	C	<p>耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。</p> <p>これに該当しない施設であっても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認める場合には、農用地区域からの除外が可能である。また、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能であり、施設の設置は可能である。なお、農用地区域に設置可能な農業用施設は、立地上の制約（耕作・養畜の業務との関連性）の点で優良農地と一体的に確保することが適当な施設であり、農産物の加工・販売施設については、「主として自己の生産する農産物を加工・販売する施設」に限り認めているものである。（第5次石川県提案に対する回答）</p>	
農業委員会の必置規制廃止	C	<p>農地法に基づく農地の権利移動の調整等の業務は、農業者の私的な法律関係に介入するものであり、市町村部局が直接担当するよりも、農業者が主体となる合議体の行政組織を農業者の信任の下に組織し、そのような組織により処理させることが適当であると考え。このことは、国民に対する食料の安定供給という国の農政推進上の観点からも必要不可欠なものであり、このために農業委員会を必置としているところである。</p> <p>したがって、今後とも、農業委員会の必置規制については維持していく必要があると考える。（第5次広島県提案に対する回答）</p>	
堆肥舎への建築基準法適用除外	C	<p>建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。建築基準法上は、建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等と規定されており、これに該当するものは、当該最低基準へ適合させ、国民の生命、財産等を保護することを目的としている。したがって、堆肥舎についても同様に、建築物として、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全性確保や周辺への延焼防止の観点から、用途、規模等に応じて定められた最低基準である建築基準関係規定に適合させるべきであり、「人が堆肥舎に滞在するのは堆肥の搬入・搬出時等のみであり、通常1時間あたり約1時間/50m²と極めて短時間である」からといって、工作物として扱うことは困難である。</p> <p>なお、堆肥舎等については、建築基準法の平成14年国土交通省告示第474号において、堆肥舎、家畜の飼養施設、搾乳施設等を区分し、その滞在強度を考慮した実験結果等を基に、その使用等について一定の条件を課したものにあっては、その耐えるべき積載荷重及び風圧力の緩和を行っているように、現行制度において、既に堆肥舎等の滞在時間等を考慮して、畜舎よりも緩和した建築基準を設定しているところである。</p>	
酒類の製造免許の要件緩和	D-1	<p>特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、昨年の特区法改正により、特定農業者が製造する濁酒に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。</p> <p>ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が可能であること等から、特例の対象とされていないものである。</p> <p>ワインについて、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。（安心院町第4次提案に対する財務省の回答）</p>	

3 都市再生

提案事項	各省からの回答（最新のもの）	
都市計画権限の市町村への移譲	<p>C</p> <p>市町村が都市計画決定をしようとする際の都道府県知事への協議・同意を必要としていることについては、都道府県が定める都市計画と市町村の定める都市計画相互間の矛盾を防止し、都市計画が一体のものとして有効に機能するように、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであり、都道府県知事への協議・同意を不要とすることは適当でない。（横須賀市第5次提案に対する回答）</p> <p>平成10年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。</p> <p>フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。（鏡石町、宇都宮市、横浜市の地域再生第2次提案に対する回答）</p> <p>公園に限って都市計画決定権限の委譲を行う場合であっても、都市計画決定の効果は、長期間にわたるものであり、時限的に区切られるものではないという点は変わるところはないため、都市計画決定期限を区切ってモデル的に都市計画決定の権限を移譲することは適当でない。（光市地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
3 大都市圏の用途指定権限の市への移譲	<p>C</p> <p>貴市が所在する三大都市圏等については、市街地が市町村の行政区域を越えて連たんしており、物理的に単一行政区域内にとどまる都市計画であっても、機能的にはより広域に影響を及ぼすものであることから、広域的な見地から調整を行う必要があるため、用途地域に関する都市計画は都道府県が決定することとしている。各市町村ごとに都市計画決定すれば、広域的な見地から調整をはかり、連たんした市街地全体で調整のとれた都市計画決定をすることは難しくなることから、都道府県が決定することが適当である。貴市意見のように、市町村連携を図るとした上で市町村に権限委譲をした場合であっても、都市計画ごとにその影響する範囲が異なり、連携をはかるべき市町村を確定することは難しく、都道府県単位で決定することが適当である。また、連たんしている市街地の中から地域を限定して権限の委譲等を行えば、連たんした市街地全体をみて都市計画決定できず、広域的にバランスのとれた市街地を形成することができなくなることから、ご提案のように地域を限定して権限委譲等を行うことは適当でない。なお、再検討要請に対する回答のとおり、現行制度上、市町村は、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案となるべき事項を申し出ることができることとされており、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情を反映させていくことは可能。フォローアップについては、フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定である。</p> <p>指定都市は、制度上、都道府県並みの事務執行能力を認められ、都道府県並みの権限を付与して、一定の独立性を認めているものであり、都道府県と協働して事務執行を行うことが予定されている中核市とは異なる位置付けがなされている。したがって、中核市が指定都市と同等の都市計画の事務執行能力を有しているとはできず、中核市を指定都市と同等に都市計画決定権限の委譲を行うことは適当でない。</p>	

線引き権限の市町村への移譲	C	<p>区域区分に関する都市計画は、都道府県が責任をもって定めないと適切に定めることができない、市町村の区域を超える広域的かつ根幹的な都市計画であるため、都道府県が定めることが適当である。</p> <p>なお、地方分権改革推進会議との議論では、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県に平成16年5月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、平成16年度以降を目途にフォローアップを実施することとされているところであり、先行して検討することは適当でない。（岩倉市第4次提案に対する回答）</p>
市街化調整区域における開発許可要件の特例	D-1	<p>地方自治法第252条の17の2により、都道府県条例で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理できる（15年10月段階で本条項により政令指定都市、中核市、特例市以外に全国で218の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲）こととされている。</p> <p>国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、平成15年12月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところである。</p> <p>貴団体が推進しようとしているプロジェクトについては上記制度の活用によっても実現が可能であると考えられ、この点あるいは市街化区域への編入についてもあわせて開発許可権者である愛知県と犬山市でご相談されたい。（犬山市第4次提案に対する回答）</p>
市街化調整区域における農地転用、開発許可手続の簡素化、一体化	D-1	<p>本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るというものであり、その事業を行う区域については、都市計画法上、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に位置付けることが適当であると考えられる。この場合、当該区域内農地は、農業委員会への届出で転用が可能であることから、転用許可を得る必要もなく、提案の趣旨は実現できる。</p> <p>なお、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合については、農用区域に含まれない土地として、農用区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となるが、農地転用の許可権限を都市計画法施行令第31条に規定する開発面積基準との整合をはかることは、両制度はその趣旨・目的が異なるものであり、両者の整合を図るといふ観点から転用許可権限の変更を行うことは適当でないものと考えられる。（越谷市第3次提案に対する農水省の回答）</p> <p>なお、農地転用許可については、都市計画法の開発許可と同時に進行よう運用されており、手続に大変な時間を要しているとの実態にはないと考えている。</p> <p>また、農地転用許可制度は、国民への食料の安定供給の基盤を確保するとともに生産性の高い農業構造を確立していくために優良農地を確保するという基本的考えに立ち設けられている一方、都市計画法の開発許可制度は都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために設けられているものである。それゆえ農地転用許可制度と都市計画法の開発許可制度は、その趣旨・目的が異なるものであり、両者の整合を図るといふ観点から転用許可権限の変更を行うことは適当ではない。（同上）</p>
特別区における建築主事の設置	C	<p>建築基準法第97条の3の規定に基づいて建築主事を設置している特別区が法第4条第2項の規定に基づく建築主事を設置することは可能であると解するが、その際、東京都が従来実施している事務を当該特別区に移管するに際し、移管後の建築行政の円滑な実施を図る観点から、法第4条第3項の規定に基づき、東京都と当該特別区の間で事前に慎重な協議を実施し、当該特別区は東京都の同意を得なければならないものと考えられる。従って、特定の特別区に限って法第4条第2項の規定に基づく建築主事を設置するにあたり、法第4条第3項の規定に基づく東京都との協議及び同意を要しないこととすることは建築物の安全性等の最低基準の確保を図る建築確認制度の趣旨から適当でないと考えられる。</p> <p>ご要望の件については、建築基準法の規制自体が障害となっているものではなく、制度上は建築主事の設置が可能であるにもかかわらず、特定行政庁間の事情で不可能な状況になっているものであるため、特区として対応することは不適切である。</p>

		またご提案の内容では、法4条第3項の規定の趣旨である事務移管後の建築行政の円滑な実施を担保することはできないと思われることから、ご要望の実現は困難である。(千代田区第5次提案に対する回答)	
都市公園内の許容建築面積の緩和	C	都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースである公共施設であることに鑑み、そもそも、自治会の会員のための施設のように特定少数の者のための施設は、都市公園に設置することができないこととされているところ。一方、不特定多数の者が集会のために使用する施設については、集会所として公園施設の原則である建ぺい率2%以内で設置を許容しているところである。 なお、22%の建ぺい率は、壁を有しない雨天用運動場等都市公園のオープンスペース機能を阻害しない高い開放性を有する建築物についてのみ特別に認められているものであり、通常の建築物に拡大することはできない。(市川市第4次提案に対する回答)	
都市計画運用指針の見直し	D 1	都市計画運用指針は地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、「地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。」と示しているとおり、個別の市街化区域の設定については無秩序な市街化を防止するという区域区分の制度趣旨を逸脱しない範囲において、地方公共団体が地域の実情に応じて行うことが現行制度上可能となっており、人口密度や規模要件について引き下げ等も可能である。(多治見市地域再生第1次提案に対する回答)	
都市計画法29条の適用除外の見直し	D 1	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。(多治見市地域再生第1次提案に対する回答)	
市街化調整区域内の地区計画の指定基準の緩和	D - 1	都市計画は個々の計画決定内容について、一体的かつ総合的に定めるべきものであることから、市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区域について、市街化を抑制しない都市計画を定めることは制度上不可能である。(福岡県、福岡市、前原市、二丈町、志摩町による地域再生第1次提案に対する回答)	
道路構造をまちづくりの視点で市町やまちづくり団体等と協働で策定。	D - 1	・道路構造令の規定は項目毎に最小値で規定されるもの、標準値で規定されるもの、やむを得ない場合に採用する特例規定などがあり、当該道路の道路管理者がこの様な規定を弾力的に運用するなど地域に応じた道路づくりを推進することが可能である。 ・道路構造令第2条第1号において歩道は「縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる部分」と規定されている。また、道路の歩行者の数が少ない場合などは、安全性を確保した上で、歩道を設けず車道外側線の外側の部分(路側帯)を歩行者の利用空間として活用すること等も可能である。(石川県第1次地域再生提案に対する回答)	
外国人技能者に関する在留資格要件の緩和	C	地方公共団体の関与があつたとしても、実務経験要件に代わりうる指標もないままその緩和を行うことは、現行の出入国管理制度においては、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあり、当該要望に係る措置を講ずることは困難である(北九州市第4次提案に対する回答)	
総合保税地域で使用・消費される輸入燃料等の関税の免除	F	「構造改革特区推進のための基本方針」においては、「従来型の財政措置を講じない」ことが明記されている。(北九州市第2次提案に対する回答)	

総合保税地域許可手数料の見直し	F	総合保税地域に伴う費用の負担を、税としてすべての国民に求めるか、受益者たる被許可者に求めるかの観点からみて、被許可者の負担軽減のためだけに、手数料ではなく、税としてすべての国民に負担を求めることは適当でないと考えられる。手数料をとらないということは、保税地域に伴う費用に、国民の税金を充てるということになる。（北九州市第2次提案に対する回答）	
-----------------	---	---	--

4 医療・福祉

提案事項	各省からの回答（最新のもの）
居住地特例の適用拡大	<p>C</p> <p>先般とりまとめられた社会保障審議会介護保険部会報告書においては、痴呆性高齢者グループホームにおける住所地特例について、『市町村が直接、痴呆性高齢者グループホームの指定・指導監督を行い、市町村内における設置について主体的に関与することが可能となる』ならば、『「住所地特例」をあえて拡大する必要があるか、住所地特例の在り方も含め、慎重に検討する必要がある』とされたところである。</p> <p>住所地特例の安易な拡大は、自らの事業計画・保険運営の及ばない他市町村で行われたサービスにより給付が増大することになる恐れがあることから、慎重な検討が必要である。</p> <p>また、同報告書は、多くの人々の願いである「高齢期になっても、住みなれた地域で人生を送る」ことのできる社会の実現を課題としているが、住所地特例の安易な拡大は、住みなれた地域から遠く離れた地での介護を促進するおそれがあり、この点からも慎重な検討が必要である。</p> <p>いずれにしても、介護保険制度については、施行後5年を目途として見直しを行うこととされており、住所地特例制度の在り方を含め、これらのサービスの整備の在り方、市町村の関与方法等について、検討してまいりたい。（草加市第5次提案に対する回答）</p>
市町村介護保険事業計画に基づく痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定権限の導入	<p>C</p> <p>介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を変更することにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考えている。</p> <p>制度全般の検討については、本提案の背景にある課題を含め、介護保険部会において、幅広く精力的に議論を行っているところである。（戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、秦野市共同による第4次提案に対する回答）</p>
指定居宅サービス事業者の指定権限の都道府県知事から市町村長への委譲	<p>C</p> <p>介護保険においては、都道府県が居宅サービスを行う事業所を指定する権限を有しているが、この権限は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、市町村に委譲することが認められている。指定権限を「市町村（保険者）固有の権限」とすることは認められていないものの、都道府県と事務の在り方について調整いただくことで、市町村がこの権限を持つこと自体は可能であり、現に実例もあるところである。（戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、秦野市共同による第4次提案に対する回答）</p>
痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活の介護報酬について国の基準額を上限とした市町村による独自設定の可能性	<p>C</p> <p>介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を変更することにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考えている。</p> <p>制度全般の検討については、本提案の背景にある課題を含め、介護保険部会において、幅広く精力的に議論を行っているところである。（戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、秦野市共同による第4次提案に対する回答）</p>

認定有効期間の延長	C	<p>重度の要介護状態でない又は重度であっても認定において要介護度が変更された者は、比較的今後の要介護状態の変化が見込まれる。このため、被保険者の要介護状態の定期的なモニタリングを確保する観点から、有効期間の原則を6ヶ月から12ヶ月に延長しつつも、要支援・要介護度1～3である者または状態の変化がある者の有効期間の上限は12ヶ月とすることが適当である。</p> <p>また、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者は、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供された介護サービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。（北九州市、石狩市、出雲市第4次提案に対する回答）</p>	
3回目の要介護5の要介護認定の有効期間の撤廃	C	<p>重度の要介護状態でない又は重度であっても認定において要介護度が変更された者は、比較的今後の要介護状態の変化が見込まれる。このため、被保険者の要介護状態の定期的なモニタリングを確保する観点から、有効期間の原則を6ヶ月から12ヶ月に延長しつつも、要支援・要介護度1～3である者または状態の変化がある者の有効期間の上限は12ヶ月とすることが適当である。</p> <p>要介護認定は、自立支援の観点から、高齢者の適切な介護サービスの需要を客観的に判断するために行っているものである。有効期間を無期限にし、本人の申し出があったときにだけ要介護認定の更新を行うことは、適切な介護サービスの需要を客観的に判断する機会が失われることになり、その人にあった適切な介護サービスを提供することが困難になる。（横須賀市第4次提案に対する回答）</p>	
介護保険料徴収事務の私人への委託の容認	C	<p>本件は全国的に対応すべき事柄であり、介護保険法施行後5年を目途とした見直しの際に措置する予定である。特に本件提案を早急に実施することが必要であれば、次の特区法の改正とあわせて、当該提案を全国対応できるよう介護保険法を一括して改正することについて、特区室において検討をお願いしたい。（品川区第4次提案に対する回答）</p>	
痴呆性高齢者グループホームにおける知的障害者の受入	C	<p>痴呆性高齢者と知的障害者の混合したケアのあり方については、ケアを受ける個々の方の生活、尊厳に関わる問題であるため、知見の集積や有識者等による議論、慎重な検討等が十分に行われた上で結論を得ることが必要であり、予め期限を決めてそれまでに結論を出すという類の問題ではない。</p> <p>この問題については、厚生労働省において実施している未来志向プロジェクトの状況や、有識者等の意見も踏まえながら、専門的かつ適切なケアを確保するための具体的方策を引き続き検討していきたい。（千葉県第5次提案に対する回答）</p>	
指定居宅サービス等の事業実施に関する人員、設備及び運営に関する基準の緩和	C	<p>介護保険事業は、介護が必要な高齢者のためのサービスであり、こうした利用者の保護を図るため、事業の人員、設備及び運営に関して最低限必要な基準を定めている。この最低基準を満たさない事業所は、利用者の処遇に問題があるため、これを認めることはできない。</p> <p>また、介護報酬は、こうした最低基準をもとに算定しており、最低基準の改正により、直接処遇職員の必要数を変更する場合には、これに併せ介護報酬を改定する必要がある。</p> <p>現行基準が利用者の処遇に最低限必要な基準を示したものであること、利用者はこうした最低基準をもとに算定した介護報酬の1割を負担していること等を考えれば、事業の合理化と利潤確保の観点から直接処遇職員の兼務を認めることは不相当であり、むしろ、介護サービス事業者に対しては、少なくとも最低基準に規定された人員をもって利用者により良いサービスを提供することを求めるべき。</p> <p>さらに、デイサービスでは、要介護者に通ってきてもらい、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供することとしているのに対し、ショートステイでは、要介護者を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うこととしているように、両サービスにおいて求められているケアの質は異なることから、適切な利用者に対する処遇という観点からもご要望に応えることは困難である。</p> <p>なお、先日とりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の報告書においては、小規模で、かつ「通い」「泊まり」「訪問」</p>	

		「居住」などの機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせ、利用者の状態の変化に応じて、継続的かつ包括的に提供する形態である「小規模・多機能型」のサービスについて、こうしたサービスの整備を目指すことが今後の大きな課題であるとされたところであり、こうした議論を踏まえ、介護保険制度の見直しの中で、介護報酬の在り方等と一体的に検討されるべきものであると考えている。（いわき市第5次提案に対する回答）	
社会福祉施設の設置基準緩和による木材利用推進	C	<p>特別養護老人ホーム等においては、要介護の高齢者とその入所対象としており、こうした入所者の安全性を確保する観点から、その最低基準において耐火及び準耐火建築物であることを要件としている。</p> <p>一方、特別養護老人ホーム等の木造建築については、昨年、構造改革特区において平屋建てであって、入所者の必要な安全性が確保されている場合に限って容認したところ。その趣旨は、入所者の安全性の確保を第一としつつ、平屋建てである場合には、居室等から外部へ直接避難することが可能であることもあり、スプリンクラー設備の設置等を要件に規制緩和を認めたものである。特別養護老人ホーム入所者の要介護度の高さをかんがみれば、火災時に全ての入所者が2階以上から迅速に避難することは到底困難であることから、2階建て以上の部分に係る規制緩和を認めるべきではない。</p> <p>特区における特例措置は、十分な評価を行った上で、全国における取り扱いや特例措置のあり方の検討を行うこととされている。（「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」）その評価については、構造改革特区推進本部評価委員会が8月末を目途に評価意見を作成することとしており、未だ当該特例措置の評価は行われていない。今回のご提案は、「特例措置の効果・影響を評価することなく、規制緩和の対象を拡大する」というものであり、上記の規制緩和の趣旨を考えれば、これを認めることは不適當。</p>	
福祉施設の調理業務の外部委託	C	<p>< 児童養護施設等 ></p> <p>児童養護施設等は、いわゆる入所型の施設であり、そこに暮らしている被虐待児等の子どもたちにとっては生活の場そのものであり、幼稚園や小中学校と同様のものとして考えることは極めて不適當であり、児童福祉施設の調理室（場）の必置規制を廃止することは困難である。</p> <p>< 保育所 ></p> <p>保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、特に3歳児以上を対象とした幼稚園や小中学校とは異なり乳児を含む低年齢児を受け入れる施設であり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要である。</p> <p>このような認識の下、一人ひとりが子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成、を図る観点から、保育所の調理室の必置規制を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、現在構造改革特区で認められている「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」においても、保育所に調理室を設けることは必要としているところである。（広島県第5次提案に対する回答）</p>	
障害児に対するデイサービスに関わる基準の緩和	C	<p>支援費制度に係る補助金の対象となっている障害児通園（デイサービス）事業は、障害児に対する早期療育の観点から、通園による指導になじむ障害のある幼児を対象としているが、今回の提案が、現行の事業に加えて新たに中高生についても補助金の対象としてほしいとの要望であるならば、従来型の補助金の拡充を求めるものであり、認められない。（北海道第5次提案に対する回答）</p>	
障害者に対するホームヘルプサービスの基準の緩和	C	<p>支援費制度に係る補助金の対象となっているホームヘルプサービスは、障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、居宅において行ったものに限っているが、今回の提案が、現行の事業に加えて新たに居宅外のヘルパー利用についても補助金の対象としてほしいとの要望であるならば、従来型の補助金の拡充を求めるものであり、認められない。（北海道第5次提案に対する回答）</p>	
無資格保育士の児童	C	<p>保育所における保育については、全国的に一定の質を確保するために、児童福祉施設最低基準により国家資格である保育士資</p>	

福祉施設最低基準確保における「准保育士」制度の容認		格を有する者を配置することとされており、地方公共団体が独自に認めた者を保育士に替えて業務を行わせることは、こうした質の確保が困難となることから適当でない。なお児童福祉施設最低基準における保育士の配置基準を満たした上で、地方公共団体が独自に認めた者を補助的に配置することは可能である。（座間市第5次提案に対する回答）
保育所に配置する職員の資格要件の緩和	C	保育所における保育の質については、全国的に一定の質を確保するために、児童福祉施設最低基準により国家資格である保育士資格を有する者を配置することとされている。 保育士、幼稚園教諭及び看護師の資格については、求められる専門性がそれぞれ異なるため、幼稚園教諭や看護師を保育士とみなして最低基準を適用することは適当ではない。 保育士と幼稚園教諭については相互の資格取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、15年度「規制改革推進3ヶ年計画（再改定）」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいように措置したところである。（和歌山県第5次提案に対する回答）
福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	C	セダン型車両については、特区制度を活用し、その使用を3月から特例的に認めているところであり、当該特区の全国展開については、輸送の安全及び利用者の保護の観点から必要な検証を行っているところである。福祉車両としてセダン型車両を使用することを検証するに当たっては、当然のことながら、運送の提供者のみならず運送利用者の意向も十分踏まえる必要がある。一般に足に障害を持つ肢体不自由者や要介護者等にとって、セダン型の車両はステップが高くドア及び天井が低いため、乗降が円滑に行われない等の問題があり、こうした利用者からの意見等も参考に必要な検証を行っていくこととしている。（愛知県第5次提案に対する国交省の回答）
保健所長の医師資格要件の廃止	C	保健所における健康危機管理の役割の拡大等を考慮すると、保健所長は公衆衛生に精通したより高い水準の医師であることが必要である一方、公衆衛生医師不足に起因する保健所長の兼務を必要とする地方公共団体も存在することから、地方公共団体が医師確保に努力したにもかかわらず確保ができない場合についての例外措置を設けることとしたところである。ただし、公衆衛生の水準は全国一律に高く保たれる必要があるため、保健所長には医師と同等又はそれ以上の高い専門性を有する者にのみ例外を認め、かつ、保健所には医師を置くことなどの一定の条件を設けることが必要である。例外措置の具体的な要件については、今後パブリックコメントなどを経た上で、今年度中に政令改正を行う方向で作業を進めているところである。広島県におかれては、適材適所の人員配置といった観点だけでなく、近年、健康危機管理への対応を始め、地域の安全・安心の拠点として高い管理能力が保健所に求められていることを踏まえた上での例外的措置であることについて、ご理解いただきたい。（広島県第5次提案に対する回答）
医療の指導・監査に関する権限の市への移譲	C	地方自治法第252条の17の2により、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることとされており、現行制度により対応可能。 地域再生推進室の回答内容については、本市でも承知しているところであるが、今後、県の権限である医療機関等の指導・監査権限の一部を市に移譲することを円滑に進めるためにも、本市提案の趣旨へ賛同する旨を回答の中に盛り込んでいただきたい。 都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする条例を定めるに当たっては、市町村との事前の協議が必要とされており、当該事務の円滑な運用を確保する観点からも、当事者間で調整願いたい。（北九州市第5次提案に対する回答）
医師標準数の算定基準の設定権限の移譲	C	病院に配置すべき医師の標準数は、医療サービスの質や安全性を確保する観点から、全国の病院においてすべからく満たすべき標準を定めているものであり、地方によって異なる標準を定めることは適当ではない。 本年2月の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」（厚生労働省、文部科学省、総務省）とりまとめにおける当面の取組の一

		<p>つとして、へき地の病院における医師確保等の支援のための特別措置の導入が盛り込まれたことを踏まえ、へき地等で一定の条件を満たして都道府県知事から許可を受けた病院については、許可時から3年間、特例的に当該病院の医師配置基準を現行の算定式の90%相当に緩和する方向で検討しており、今後、必要な改正を行う予定である。</p> <p>医師配置基準の特例措置については、本年8月27日付けで「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成16年8月27日厚生労働省令第123号）が公布され、同日付けで施行されたところである。なお、提案主体からの意見に対しては、今回の特例措置は、へき地等に所在する病院すべてについて救済措置を講ずることを目的としているものではなく、配置基準のあり方について様々なご意見がある中で、本来あるべき医療提供体制にできるだけ近付けることを目指して90%に設定しているものであることから、これをさらに緩和することは困難。（北海道地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
保健所設置に関する要件緩和および権限委譲	C	<p>「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）において、中核市等になっていない場合でも人口30万人以上の市であれば、保健所政令市への移行の検討を求めているところである。したがって、広島県内において、合併によって広域化し、人口30万人以上となり具体的に保健所政令市への移行が適当と考えられる市がある場合には、当該市の意向を前提に、保健所政令市への移行を検討されたい。なお、現在既に、市町村は、保健所の設置如何に関わらず、各法律に基づいて、老人保健、母子保健等の身近で利用頻度の高い保健サービスを提供しており、保健所政令市となることができない市町村においても、こうした保健サービスを一元的に提供するための拠点である市町村保健センター等を活用し、保健福祉サービスの一体的な提供を実施することは現行制度において可能である。広島県が本提案の理由として掲げている点からみると、保健所の設置よりはむしろ、市町村において市町村保健センター等を整備することにより対応すべきではないかと考える。（広島県地域再生第2次提案に対する回答）</p>	
介護労働者法の改善計画の認定事務の廃止について	C	<p>介護労働者法に基づく改善計画の認定は、単に国の助成金の支給のために行うものではなく、当該地域における介護労働力の確保や介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として、介護労働者の雇用管理の改善計画を認定するものである。この認定の目的や内容にかんがみると、認定に当たってはその地域の社会福祉行政との連携が必要であること等から、この認定事務は、その地域の社会福祉行政に関する責務を有する都道府県が自治事務として行うものとされているところであり、これを第三者に移管することは不相当であると考えらる。</p>	
NPO活動従事者に対する労災保険の適用・最低賃金制度適用除外	C	<p>労働者災害補償保険法及び最低賃金法については、労働基準法第9条に規定する労働者に対し、福祉の増進に寄与し、生活の安定に資することを目的とした法律である。労働者災害補償保険法については、労働基準法上、使用者は業務に起因する労働者の傷病に対し、無過失であっても損害賠償責任を負うこととされており、その労働基準法を受けて当該使用者の災害補償責任を担保する仕組みを整備しているものであり、労働者災害補償保険法から所要の給付が行われる場合には、使用者は、労働基準法上の補償の責任を免除されるという関係にある。したがって、NPO活動に従事する者が労働基準法上の労働者とは認められないボランティアであるならば、労災保険の保険給付の受益者となる労働者として、使用者が保険料を負担する労災保険の強制適用の対象とすることはできない。最低賃金法については、賃金の最低額を保障することにより、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、事業の公正な競争の確保等に資することを目的としているものであり、労働者であれば原則として最低賃金の適用を受けるものである。したがって、NPO活動に従事するボランティアが労働基準法上の労働者に該当する場合には、最低賃金の適用を除外することはできない。</p>	
町における民生委員の推薦手続きの簡略化	C	<p>民生委員の推薦に当たっては、市町村に、広く各界から民意を代表する者によって構成される民生委員推薦会を設置し、推薦を受けることとしている。これは、当該市町村において、公平に適任者を選出するためである。今回の要望である民生委員推薦会を省略し、行政区長からの推薦のみとすることは、推薦に当たり行政区長との親疎の関係などが強く影響し、適任者の選出に公平性が失われる危険性があることから、民生委員推薦会を廃止することはできない。（紫波町第5次提案に対する回答）</p>	

民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	C	<p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、民生委員・児童委員の推薦に係る国籍条項の撤廃という要望内容は、地方公務員の国籍要件の問題に関わるものであり、「公権力の行使を行う公務員」である民生委員・児童委員は民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要とする。</p> <p>また、特定の民生委員・児童委員に、行為規制を付すことは、当該民生委員・児童委員が担当する区域における活動が不十分となるため適当でない。（米原町規制改革全国提案 2004 年 6 月に対する回答）</p>	
-------------------	---	--	--

5 自治制度

提案事項	各省からの回答（最新のもの）
市町村長の必置規定の廃止	<p>C</p> <p>1 提案にある、いわゆる市支配人制に関しては、従来から、 (1) 憲法は議事機関としての議会の設置にとどまらず、議決機関と執行機関の分立を要請しているものかどうか、 (2) 憲法に規定する「地方公共団体の長」は執行機関の長を意味するものと解すべきかどうか、地方公共団体を代表する者であれば足りると考えられるか。 という議論すべき憲法解釈上の論点があるところである。</p> <p>2 1のような憲法上の大きな論点があるテーマであるので、国民的な議論を得たうえで地方制度調査会等の場において慎重に検討すべき課題である。</p> <p>3 なお、今後の検討スケジュールについては現在までのところ未定である。（志木市第4次提案に対する回答）</p>
地方公務員法第3条における特別職の範囲を拡大し、市長が指定した部長職以上のポスト、市長が必要とする補佐職を特別職とする	<p>C</p> <p>貴団体の意見には、「（職務遂行上の）責任の度合いは、特別職と一般職とでは大きな違いがある。」とあるが、憲法上公務員は全体の奉仕者として住民に奉仕するものであり、その意味において特別職と一般職において大きな責任の違いがあるという意見については必ずしも適当であるとは考えられない。また、「部長職等が特別職である以上、任命した首長と運命共同体であることは当然のこと」とあるが、このことは、首長の行動が市民の評価に晒された結果によって、ラインの長である部長職等が異動することを意味しており、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、部長職等を特別職にすることは適当ではない。貴団体からの御提案に対する当方の考え方は前回まで及び上記の回答においてお示したとおりであるが、部長職等のような職務については一般職の職員をもって当てるべきであり、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）に基づき、任期付き職員を部長職等として採用することも可能である。なお、複数助役制については、「助役が事務取扱により部長職を兼ねることが恒久的でなく、非現実的である」という貴団体のお考えであるが、市長が必要とする補佐職についても部長職等と同様に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期付き職員を部長職等として採用することも可能である。（我孫子市第5次提案に対する回答）</p>
外国人に対する地方参政権の付与	<p>C</p> <p>永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。（三次市、草加市第5次提案に対する回答）</p>
選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	<p>C</p> <p>選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄である。</p> <p>いずれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、衆議院解散により廃案となったが、議員立法による法案として審議されているところ）。（倉吉市長第4次提案に対する回答）</p>
議会の議決事件の規制緩和	<p>C</p> <p>地方自治法では条例の制定・改廃について、一般的に議会の議決を要するものとしつつ、議会の議決により軽易な事項として指定した事項については長が専決処分できることとしている。このような議会の判断を尊重した仕組みを設けているにもかかわらず国の法律により一定の類型の事案に関して議会が関与できなくすることは、地方分権の進展による地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、地方議会の活性化が求められている中で、提案の実現は難しい。また、今後、起こりうるあらゆる法令改正を想定して、提案にいうような「実質的な改正に当たらない条例改正」を特定する基準を設けることは不可能である。なお、第28次地方制度調査会において、地方議会のあり方について審議が行われる予定であり、総務省としても引き続き地方議会の活</p>

<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の任期の緩和</p>	C	<p>性化の観点から、よりよい地方議会制度の構築に邁進してまいりたい。（志木市第5次提案に対する回答）</p> <p>任期付採用法は、そもそも任期の定めのない常勤職員を中心として公務の運営を行う」という公務員制度の例外として設けられたものである。今回の御提案は、現行任期付職員法が定める任期の上限の撤廃につながるものであるが、任期をいわずに長期とすることは、いわば若年定年制的な機能を持たせることとなり、好ましくない。こうした観点から、現行制度においては、任期付職員の任期は5年を超えない範囲内で定めるものとしているところである。また、貴団体の具体的な構想の中では私立学校等を定年退職した方の登用も検討されているとのことであるが、高齢職員については一般に、加齢に伴い勤労意欲・能力に変化を生じうることを否定し得ず、採用の時点で長期にわたる任期を定めることは適切でない。この点、現行の高齢再任用制度において、当初の任期を1年以内とし、その上で1年を超えない範囲内で任期を更新することができることとしているのも、同じ理由によるものである。なお、御提案における任期「8年」が制度を仕組む上においての根拠たり得るか明らかでなく、公立学校の運営は任期の定めのない職員（教員）を中心とした上で、任期付職員については現行制度の範囲内で活用すべきものである。（千代田区第5次提案に対する回答）</p>	
<p>地方公務員の臨時的任用の対象範囲の拡大</p>	C	<p>先に回答したとおり、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、まずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を十分に評価する必要があるとあり、評価の前提となる調査手法等が何も決まっていないう現時点において検討することは困難である。なお、臨時的任用は、正式任用の例外として、人事行政の弾力化の観点から、正式任用の手続きをとるとまがないような緊急の場合等に限って認められている制度であり、このような制度の趣旨に基づき、競争試験等の厳格な能力実証を経ることなく任用が可能となっているところである。提案団体は、特例の臨時的任用を活用することにより「地方自治体の歳出総額を抑制する」としているが、各地方公共団体において、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供に努めることは有意なことであるが、一方で行政サービスの提供に支障をきたすことがないよう留意する必要があるところである。したがって、特例措置の見直しにあたっては、基本方針に定められているとおり、特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果を上げているか、について評価することはもちろんのこと、今回の特例により、十分な能力実証を経ない定数外の臨時的任用職員が長期に職することになり、場合によっては地方公共団体の公務能率を減退させ、ひいては住民サービスに支障をきたすおそれもあるところであり、このような弊害についても十分に調査を行う必要がある。（志木市第4次提案に対する回答）</p>	
<p>非常勤職員に対して期末・勤勉手当の支給を可能とする</p>	C	<p>地方公共団体の非常勤職員に対しては報酬を支給し、実費弁償として通勤手当相当分が条例により支給できることとなっているが、これは報酬が非常勤職員の行う非常勤の役務に対する純粋な反対給付であるという性質によるものである。稲城市の主張は、同市の非常勤職員の勤務形態が継続化しており報酬が実態として生活給となっているとのことであるが、同市において非常勤職員として採用されている以上は、常勤の職員と職務の責任や内容等が異なると自ら判断しているものであり、常勤の職員と異なる非常勤の職員としての報酬支払いの考え方に立たざるを得ないものと考えられる。なお、平成16年6月に改正された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」により一定の場合任期付短時間勤務職員の採用が行えることとなっているところ。この制度によって採用されている者に対しては、期末・勤勉手当も含めた諸手当も支給することができるようになっているところであり、これによる対応が可能と考えられる。（稲城市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>部分休業の承認をすることができる時間等の拡大</p>	C	<p>「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。地方公務員、国家公務員及び民間企業労働者に共通する育児をするための制度について、「その地方自治体の実情に応じた構想を提案」として市役所の職員だけが有利な取扱いとなるようなものは特区の提案としては適当と考えられないという趣旨を従前から申し上げているところである。なお、育児休業制度の拡充については、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を行う。（多治見市第5次提案に対する回答）</p>	

<p>役場出張所機能の外部委託</p>	<p>C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当認定の申請の受理事務等について プライバシーの保護等に対する配慮、相談対応等に対する専門的判断を求める体制の確保等がなされたとしても、児童手当の認定においては請求者の課税情報の把握が必要であり、農協等において当該課税情報に直接アクセスできないことから、農協等において児童手当の認定審査を行うことは困難である。なお、児童手当の認定請求の取り次ぎや支給事務の委託については、郵送による請求も認めていること、 手当の支給は通常銀行振込等で実施されていることから、その必要性は乏しい。 ・生活保護認定の申請の受理事務等について 生活保護の相談においては、保護の実施機関は、個人の生活歴、家族状況、資産状況、健康状態、生活状況等を把握する等、高度なプライバシー情報が集約されるため、特にプライバシーの保護に十分配慮する必要があること、 生活保護制度は、他の社会保障制度の活用、親族からの扶養等により、生活が維持できる場合には、給付に先立って相談、助言等を行うこととしている等、単純な給付行政ではなく、単に申請を受け付けたり、他の窓口に取り次ぐだけでは不十分であることから、生活保護の申請の受理事務について農協等が行うことは「プライバシーの保護等」「相談に対する対応等」の点で適当ではない。 ・要介護・要支援認定の申請の受理事務等について 住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること 相談に対する対応や、質問により申請者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要であること等の理由により認められない。 ・高額医療費認定の申請の受理事務等について 住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に対する十分な配慮、 相談に対する対応や、質問により申請者等の実情を把握し、場合によっては（…以下欠落）（船引町第5次提案に対する回答） 	
<p>戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務を指定管理者に委任可能</p>	<p>E</p>	<p>地方自治法に規定される指定管理者制度上の阻害要因はないものと解する。（大東市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>住民票の写し等交付事務を指定管理者に委任可能、 印鑑登録証明書交付事務を指定管理者に委任可能</p>	<p>C</p>	<p>市町村が行う公権力の行使は市町村長に留保される必要がある。 また、住民票の写し等には住民情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。（大東市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>府市民税（所得・課税）証明書交付事務を指定管理者に委任可能</p>	<p>C</p>	<p>地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。（大東市第5次提案に対する回答）</p>	
<p>固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務を指定管理者に委任可能</p>	<p>C</p>	<p>地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、固定資産課税台帳記載事項証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。（大東市第5次提案に対する回答）</p>	

納税証明書交付事務を指定管理者に委任可能	C	地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。(大東市第5次提案に対する回答)	
軽自動車税納税証明書(継続検査用)交付事務を指定管理者に委任可能	C	地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。(大東市第5次提案に対する回答)	
市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能	C	納付書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替するとはいえない。(大東市第5次提案に対する回答)	
年金現況証明書交付事務を指定管理者に委任可能	E	地方自治法に規定される指定管理者制度上の阻害要因はないものと解する。(大東市第5次提案に対する回答)	
非常勤嘱託員に特別徴税吏員資格を付与	D-1	徴税吏員の職務権限は、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含むものであることから、その重要性に鑑み、地方自治法第172条の「吏員」であることが要求されているところであり、質問検査及び督促状の発出を吏員ではない非常勤嘱託員が行うことはできない。-C ただし、督促状の発出については、具体的な督促状の封入・発送作業などは補助的な業務であり、徴収嘱託員が行うことは問題はないと考える。-D-1(草加市第5次提案に対する回答)	
指定管理者による目的外使用許可	C	指定管理者制度をできるだけ活用し、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応していこうとする考え方はよく理解できる。しかしながら、行政財産の目的外使用許可及び許可の取消しは、行政財産を所有し、その使用目的を判断・決定できる地方公共団体のみが行うことができるものであり、行政財産について責任を有しない地方公共団体以外の者が許可及び許可の取消しを行うことはできないものである。(多治見市第5次提案に対する回答)	
公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	C	学校教育法第5条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮にご指摘の特例措置(=公設民営の容認)が講じられれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うことに特段の支障はないものと考えられる。(杉並区第5次提案に対する回答)	
郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	C D-1	多治見市が郵便局に委託したいとしている57事務のうち5事務、具体的には、事務番号3(印鑑登録証明書の交付)、4(戸籍・除籍謄抄本、戸籍・除籍記載事項証明書及び戸籍の附票の写しの交付。身分証明書の交付は除く。)、5(住民票の写し等の交付)、9(外国人登録原票記載事項証明書の交付)及び24(納税証明書の交付)については、地方公共団体は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号。以下「郵政官署法」という。)第2条の規定に基づき、日本郵政公社(以下「公社」という。)との協議により規約を定めて、これらの事務を郵便局に取り扱わせることが可能(ただし、本人(戸籍謄抄本・戸籍の附票の場合は当該戸籍・戸籍の附票に記載されている者を含み、住民票の写しの場合は同一世帯に属する者を含む。以下同じ。)からの請求に限る。)。D-1: 現行の規定により対応可能 同じく57事務のうち12事務、具体的には事務番号8(I Cカード(住民基本台帳カードを除く)の受付と引換証による受渡し)、28(ゴミ袋の販売)、29(コンポスト購入補助金の申請受付)、30(小動物の火葬の受付)、	

		<p>31 (資源集団回収奨励金の申請受付)、32 (ゴミ収集カレンダーの配布)、35 (給水(開始、中止、廃止、異動)申請の受付)、37 (汚水枘設置申請書の受付)、38 (井戸水使用世帯の人員変更申請書の受付)、39 (体育施設の貸し出し)、56 (市民プラザ、文化会館のチケット販売)、57 (各課催し物の案内)については、国の法令等を根拠とする事務ではないため、当該事務の実施について責任を有する多治見市において、公権力の行使に当たらない事実行為であり、かつ、住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものとして、一般私人に委託可能と判断できるのであれば、多治見市と日本郵政公社との契約により、郵便局に事務を委託することについて法令上の制約はない。 D-1: 現行の規定により対応可能</p> <p>同じく57事務のうち12事務、具体的には、事務番号11(国民健康保険料の収納)、23(軽自動車税の収納)、25(市民税の収納)、26(固定資産税の収納)、27(し尿処理手数料の収納)、33(市営住宅の家賃及び駐車料金の収納)、34(上下水道料金の収納)、36(受益者負担金の収納)、40(保育料の収納)、41(福祉サービス等負担金の収納)及び46(介護保険料の収納)については、地方公共団体は、郵便振替法(昭和23年法律第60号)第58条、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の2等の規定に基づき、郵便振替の方法によりこれらの事務を公社に取り扱わせることが可能であり、事務番号22郵便貯金口座(郵便振替口座)から地方公共団体の公金振替口座への振替依頼書(自動払込利用申込書)であれば郵便局で受け付けることが可能。 D-1: 現行の規定により対応可能</p> <p>同じく57事務のうち残る28事務(福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等)については、提案元において、事務の具体的内容や郵便局における事務処理範囲ことのは是非及び必要性等を更に精査していただくとともに、・住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること・相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要であること・住民の権利義務に甚大な影響が生じるため厳格な本人確認が必要であること・通例同時に行われる他の手続があり、それを郵便局で取り扱うことが困難なため、一方のみ取り扱ったのでは利用者にとって二度手間となることなどの諸要素についての精査、公権力の行使に該当する事務については地方公共団体以外の者に取り扱わせることのは是非など多岐にわたる事項を検討する必要があることから C: 特区として対応不可平成16年5月24日付けで提案元である多治見市に文書で質問を提出し、平成16年6月18日付けで多治見市より文書で回答を得たことから、同回答を踏まえ、更なる検討を行う。</p> <p>平成16年8月10日付け質問に対する多治見市からの回答を待って検討を行うこととしているところであるが、当該回答が未到着のため、到着を待って検討することとしたい。(多治見市第5次提案に対する回答)</p>	
<p>予算単年度主義の廃止</p>	<p>C</p>	<p>会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものであり、これらの規定の大部分を条例に委ねることはできない。 なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討を進めることとしている。</p> <p>国におけるモデル事業は、あくまでも会計年度独立の原則を堅持したうえで、国庫債務負担行為等の活用により複数年度にわたる予算執行を試みるものである。全く同様の試みは地方公共団体においても債務負担行為や繰越明許費の制度を活用することにより対応できるところであって、既に制度上可能となっているものである。(志木市第5次提案に対する回答)</p>	
<p>基本構想の策定義務の廃止</p>	<p>C</p>	<p>基本構想において「市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本」を具体的にどのように記述するかについては、地域の実情に応じた、市町村の自主的な判断に委ねられており、現状においても当該提案の趣旨を十分に達成することができると思われる。(志木市第5次提案に対する回答)</p>	
<p>地方自治体の随意契約範囲の決定権の自治体への移譲</p>	<p>C</p>	<p>地方自治法施行令第167条第2項第1号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。これを超えて、財政規模の小さな市町村に都道府県・指定都市と同じ限度額まで随意契約を認めると、随</p>	

		<p>意契約によって処理できる契約が大幅に増えることとなり、随意契約を例外とし、一般競争入札を原則とする現行制度の趣旨を没却することになる。したがって、提案主体の要望を認めることはできない。なお、お尋ねの「財政規模等」の「等」とは、地方公共団体の権能や執行する事業の規模を指している。また、財務に関する地方自治法の基本規定のあり方については、第28次地方制度調査会において、地方自治制度の弾力化の観点から審議が行われる予定である。（志木市第5次提案に対する回答）</p>	
政府系資金からの借入金の繰上げ償還の容認	E	<p>公的資金については、繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。</p> <p>しかしながら、特に公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、地方団体の利子負担軽減の観点から、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認め対象枠の拡大を財務省に求めているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保（対前年度400億円増）したところ。（草加市第4次提案に対する回答）</p>	
農業委員会の必置規制廃止	C	<p>農地法に基づく農地の権利移動の調整等の業務は、農業者の私的な法律関係に介入するものであり、市町村部局が直接担当するよりも、農業者が主体となる合議体の行政組織を農業者の信任の下に組織し、そのような組織により処理させることが適当であると考え。このことは、国民に対する食料の安定供給という国の農政推進上の観点からも必要不可欠なものであり、このために農業委員会を必置としているところである。したがって、今後とも、農業委員会の必置規制については維持していく必要があると考え。（第5次広島県提案に対する回答）</p>	
教育委員会の廃止	C	<p>教育は個人の人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、ひとたび人格形成の過程において特定の党派的な影響を受けた後の回復は困難なものであります。また、ひいては、次世代における我が国全体の公正な民主政治の維持に関わる問題でもあります。このような教育の中立性は、民主主義を定めた憲法の趣旨を実現する観点から、教育基本法においても定められております。</p> <p>この重要性にかんがみ、教育においては、ご指摘のような他の行政分野の取扱いにとどまらず、さらに行政制度においても制度的に教育の中立性を保障するとの立場にたっているものです。</p> <p>なお、第1次回答のとおり、教育委員会の在り方については、中央教育審議会で検討を行っており、ここで志木市長からもご意見発表をいただき、ご意見も踏まえて検討を進めているところです。ご指摘のスケジュールについては、今年度中を目途に中央教育審議会から結論をいただく予定としております。また、同審議会の検討状況については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/index.htm において適宜配付資料を提供しておりますので、ご参考にして下さい。（お急ぎであれば、文部科学省にご連絡いただければ、配付資料のご提供が可能です。）</p>	
民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	C	<p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、民生委員・児童委員の推薦に係る国籍条項の撤廃という要望内容は、地方公務員の国籍要件の問題に関わるものであり、「公権力の行使を行う公務員」である民生委員・児童委員は民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要とする。</p> <p>また、特定の民生委員・児童委員に、行為規制を付すことは、当該民生委員・児童委員が担当する区域における活動が不十分となるため適当でない。（米原町規制改革全国提案2004年6月に対する回答）</p>	
人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	B	<p>平成14年3月に国会に提出した「人権擁護法案」は、外国人の中からも適任者を人権擁護委員に選任することを可能とするため、市町村長が法務大臣に対して推薦する人権擁護委員の候補者は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民でなければならないという要件を撤廃していたが、同法案は昨年10月、衆議院の解散により廃案となった。現在、同法案の再提出を目指して検討しているところである。</p> <p>人権擁護法案については、再提出を目指して検討中であるが、現段階において具体的な提出時期について示すことはできない。（米原町規制改革全国提案2004年6月に対する回答）</p>	
地方公共団体の議会	C	<p>投票に用いる電磁的記録式投票機を電気通信回線に接続することを認めると、電気通信回線を通じて電磁的記録式投票機への</p>	

の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等）		不正アクセスが可能となることやネットワークに支障が生じるおそれ等を考慮すると、選挙の公正が害されるおそれがあるため、当該提案については対応困難である。なお、投票数データをFDに落とすことについては、投票時間中に投票機を操作することとなり、公正な投票の管理という観点で問題がある。（宮崎市第5次提案に対する回答）	
住基カードを利用した電子投票システム構築	C	二重投票の防止、投票内容の改ざん、ネットワークに支障が生じるおそれ等の観点から選挙の公正が害されるおそれがあると考えられるので、その実施は困難である。（宮崎市第5次提案に対する回答）	
郵便投票制度の拡充	C	現行郵便投票対象者以外の者に郵便投票を導入するとした場合、投票の公正確保の観点から、郵便投票の対象者の範囲をどうするか、その公的な認定方法をどうするかについて、各党各会派における議論等、慎重な検討が必要であり、また、全国的に平等な取扱いも必要であることから、当該提案については、対応困難である。（紫波町第5次提案に対する回答）	